事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(地震及び津波災害:石垣市地域防災計画)

石垣市では、「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度)に基づき、沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある想定地震を設定し、地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について下記のとおり予測している。

市内の地震・津波被害量予測一覧

H24 地震 No	H26 地震 No	想定地震	死者 (津波) 〔人〕	負傷者 (津波) 〔人〕	避難者 直後 [人]	避難者 1週間 〔人〕	全壊 (津波) 〔棟〕	半壊 (津波) 〔棟〕	断水〔人〕	都市 ガス 停止 [戸]	下水道被害	停電〔軒〕	通信 機能 障害 [回線]
1	1	八重山諸島南西沖地震	1 (0)	75 (0)	125	156	126 (0)	422 (0)	0	_	2,348	392	297
2	2	八重山諸島南方沖地震	1 (0)	89 (0)	143	179	142 (0)	493 (0)	0		2,353	474	357
3	3	八重山諸島南東沖地震	0 (0)	15 (0)	25	31	20 (0)	95 (0)	0	-	1,536	0	0
6	8	石垣島南方沖地震	1,661 (1,659)	7,465 (7,355)	7,214	1,468	3,556 (3,340)	2,606 (2,079)	11,121	_	6,074	11,086	10,419
7	9	石垣島東方沖地震	2,119 (2,115)	9,049 (8,838)	8,346	1,817	4,680 (4,201)	3,006 (2,132)	14,149	1-0	6,413	14,432	12,830
9	11)	石垣島北方沖地震	120 (118)	1,818 (1,645)	2,394	439	457 (188)	1,804 (931)	671	_	2,661	2,576	2,105
1 4	-	沖縄本島南東沖地震 3 連動	0 (0)	40 (0)	73	94	87 (0)	265 (0)	0	1	2,217	0	0
15	16	八重山諸島南方沖地震 3 連動	1,938 (1,935)	9,073 (8,900)	8,441	2,081	5,750 (5,334)	2,084 (1,390)	17,817	_	6,630	16,112	14,231
-	12	宮古島スラブ内地震	0 (0)	13 (0)	24	30	21 (0)	89 (0)	0	-	1,535	0	0
s -	(13)	石垣島スラブ内地震	15 (0)	571 (0)	811	1,025	1,026 (0)	2,294 (0)	371	-	3,030	5,097	3,864

注:(津波)の欄は津波による被害数である。

地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。そこで、沖縄県では石垣市の地震防災対策の基礎資料となるよう市の直下でマグニチュード6.9の地震を想定した震度、液状化、建物被害を予測している。

また、「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)において調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
0	⑧ 石垣島南方沖地震(※2)		40km	20km	20m	7.8
0			15km	10km	90m	(※3)
9	石垣島東方沖地震(※2)		60km	30km	20m	8.0
11)	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
	3 連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m		
16		田 田刀	175km	70km	20m	9.0
			300km	70km	20m	

※1:マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2: ⑧ ⑨は、1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3:⑧下段は、地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができな

(台風災害:石垣市地域防災計画)

沖縄県では来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心 気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域の予測を行っている。平成19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定の概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
宮古·八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

また、本市にはがけ崩れ、土石流、への警戒避難等が必要な箇所が88箇所存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成14年度)	0	5	0	5
山地災害危険地区 (林野庁、平成19年度)	11	72	0	83
農地地すべり危険箇所 (農林水産省農村振興局、平成10年度)	0	0	0	0

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、石垣市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

石垣市は琉球弧及び日本列島の最南西端にあって、沖縄本島(那覇)から411km、東京から1,952 km、隣国台湾(台北)までは277kmの地点に位置しており、本市の面積は、229km²で石垣島と13の無人島からなり、県内で2番目に広い行政区となっている。

地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。

気候ついては、地理的には亜熱帯に属しているが、四面を海洋に囲まれ、その影響が大きいことから亜熱帯海洋性気候である。そのため、年間の気温変化が少ない。また、年平均気温は約24度で湿度が高く、年平均降水量も約2,000mmと比較的多い。四季の区別は、はっきりしないが、毎年10月ともなると「新北風(ミーニシ)」が吹き北東からの季節風が強まるころ(2月~3月)東シナ海低気圧や前線等が近海に発生し、風向、風速の急変等により海難事故が多発しやすい。

春から夏に変わる時期には、梅雨前線の停滞により小満芒種(スーマンボースー)と呼ばれる沖縄独特の雨期(梅雨)がやってくる。梅雨が明けると「夏至南風(カーチバイ)」と呼ばれる夏の季節風が吹き、夏を迎えると同時に台風期に入る。台風は年平均4個接近し、農作物をはじめ住宅、公共施設等に多くの被害をもたらす。

(2) 商工業者の状況

· 商工業者等数 3,214者

(内、商工業者数3,085者、小規模事業者数2,507者)

【内訳】 平成28年 総務省:経済センサス活動調査

(単位:者)

	業種		備考		
	建設業	273	市街地中心部に80%以上が立地		
	製造業	187	市街地中部以外に30%が立地		
	卸売業	131	市街地中心部に80%以上が立地		
商工業者	小売業	653	市街地中心部に80%以上が立地		
	飲食店•宿泊業	694	市街地中心部に80%以上が立地		
	サービス業	743	市街地中心部に80%以上が立地		
	その他	404	市街地中心部に80%以上が立地		

(3)これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- •防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・危機管理マニュアルの策定(令和4年策定)
- ・石垣市が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

現状では、事業継続計画等の策定に関する取り組み状況は啓発段階にあり、これらを支援する当会の取り組みも本格化していないのが実態であり、行政及び関係機関との協力体制についても十分に整備されているとは言えない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、及び、保険・共済に対する助言を行える職員の不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知とともに、BCP策定セミナーを年1回開催する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、石垣市商工会と石垣市との間に おける被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において社内感染者発生時には速やかに拡

大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・巡回や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然 災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認及び制度説明を行う。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日~令和10年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・「石垣市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及び その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、 行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策 の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを 周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者 への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・石垣市商工会では令和4年度に「石垣市商工会危機管理マニュアル」を作成しているが、行政及 び関係機関との協力体制について十分に整備いるとは言えない為、令和5年度中に石垣市や関 係機関と十分に連携を行い商工会自身の事業継続計画の作成を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4)フォローアップ

・地区内小規模事業者のBCP等取組状況を確認し、必要に応じて改善等協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード6.9の地震)が発生したと仮定し、石垣市との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の 手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を石垣市商工会と石垣市で共有する。)
- ・社内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、石垣市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・石垣市商工会と石垣市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

7 COULD ON TOUR CHERRY	(= 2 1 1 4 5 (1 1 7 5 6)
	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れ
	る」等、比較的軽微な被害が発生している。
大きな被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半
八さな版音がある	壊」等、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交
	通網が遮断されており、確認ができない被害がある。
	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れ
か字がもフ	る」等、比較的軽微な被害が発生している。
被害がある	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・
	半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

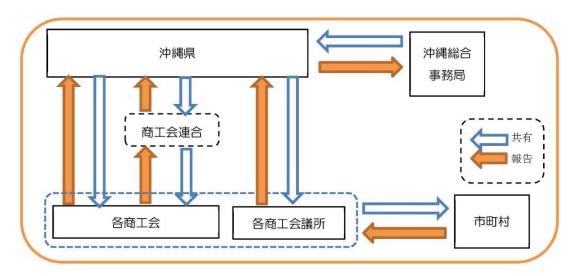
- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。
- ・本計画により、石垣市商工会と石垣市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	1ヵ月に1回共有する

・石垣市で取りまとめた「石垣市地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、 交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・石垣市商工会と石垣市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法 について、あらかじめ確認しておく。
- ・石垣市商工会と石垣市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・石垣市商工会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、石垣市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和4年4月現在) (1) 実施体制 石垣市商工会 石垣市 事務局長 農林水産商工部長 連携 確認 石垣市商工会(本部) 石垣市防災 石垣市 危機管理課 商工振興課 連絡調整 連携 法定経営指導員

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 内間 光 (連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①商工会/商工会議所

石垣市商工会

〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4

TEL:0980-82-2672 / FAX:0980-83-4369

E-mail:info@i-syokokai.or.jp

②関係市町

石垣市 農林水産商工部 商工振興課

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

TEL:0980-82-1533 / FAX:0980-83-1226

E-mail:syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
•専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	80	80	80	80	80
•パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、石垣市補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
並られたながらては、その人気有の氏石
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
建场件 侧凸寸
L